

三世代同居家族を 応援します！



加須市では、

- ①子どもを安心して産み育てられる
- ②高齢者が安心して暮らせる

環境をつくるため、「三世代ふれあい家族応援事業」を行っています。

1 三世代同居を目的とした住宅費用の一部を補助します。

三世代家族で同居するために住宅の新築、購入、増改築またはリフォームを行った方へ、費用の一部を補助します。

○基本**20万円** 市内業者で**10万円増**（最大**30万円**）

【三世代ふれあい家族住宅取得等補助制度 子育て支援課】

2 三世代同居を目的とした住宅に対する固定資産税等を優遇します。

三世代家族の同居を目的とした住宅の新築、購入、増改築を行った場合、200㎡までの宅地に適用される税額の軽減措置（固定資産税**1/6**、都市計画税**1/3**）を、3年間500㎡までに拡大します。

【三世代ふれあい家族固定資産税等優遇制度 税務課】

✿問合せ✿

加須市役所 0480-62-1111

こども局 子育て支援課

総務部 税務課 資産税担当



【対象となる方については裏面をご覧ください】

◎対象となる方・・・ 次の要件のすべてに該当する方

- (1) ①祖父母 ②親 ③子 ④孫の組合せで三世代以上となること。
- (2) いずれかの世帯、もしくは全ての世帯が市外からの転入者であること。
- (3) 同一の住宅に居住または同一敷地内において居住すること。
- (4) 世帯員全員の住民票が加須市に登録されていること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 補助金の申請日前1年以内に、補助対象住宅に係る所有権の保存もしくは移転の登記または工事請負契約が締結されていること。
- (7) 住宅取得又はリフォーム工事に要した額が 500 万円以上であること。

など

(注) 上記の(7)の要件は、三世代ふれあい家族住宅取得等補助制度にのみ適用されます。

★住宅の新築、増改築等に係る税金の控除★

<住宅ローンあり>

- ①住宅借入金等特別控除
- ②特定増改築等住宅借入金等特別税額控除

<住宅ローンなし>

- ③住宅特定改修特別税額控除
- ④認定住宅新築等特別税額控除
- ⑤住宅耐震改修特別控除

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

🔍 国税庁



※詳しくは、子育て支援課または税務課へお問い合わせください。